

No. 2

制 度 名	地方道路整備事業（過疎代行）	主管課名	道路建設課 国道・市町村道 G										
		問合せ先	029-301-4426										
目的・趣旨	過疎地域の振興を図るため、茨城県過疎地域自立促進計画に基づく基幹的な市町村道の整備を県が代行する。												
〔対象団体〕 過疎地域指定市町村 5 市町 〔対象事業〕 過疎地域指定市町村の基幹道路及び過疎地域とその周辺地域を結ぶ基幹道路 〔補助要件等〕 茨城県過疎地域自立促進計画に基づく事業であること 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費等） 〔補助限度額等〕 特になし													
〔経費負担割合〕													
区 分		国	県	市町村	その他								
—		1/2 5.5/10	1/2 4.5/10	—	—								
〔令和 7 年度当初予算額〕 233,283 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、利根町											
〔備考〕 茨城県過疎地域自立促進計画（R3～R12） ・根拠法令：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3～R12） ・過疎地域指定市町：常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、利根町 稲敷市、行方市、潮来市、かすみがうら市、桜川市、河内町（以上 11 市町）													